

# 防 火 管 理 の 計 画 書

貯蔵施設の場合

## 1. 目 的

この計画は、液化石油ガス貯蔵施設における液化石油ガスの貯蔵取扱いに関し、防火上必要なことを定め、これを実行することにより、災害の防止と被害の軽減をはかることを目的とする。

## 2. 防火管理の監督等

- (1) ○○営業所所長は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いに関する防火管理業務を総括し、業務主任者（業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合は、業務主任者の代理者が代行する。以下同じ。）をして、その監督にあたらせるものとする。
- (2) 業務主任者は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いの作業をするすべての従業員を掌握し、L P ガス協会等の講習を受けるほか、常に防火についての知識の高揚に努め、必要に応じ適確な保安上の指示を与え、施設の保安の確保についての責任を十分果たすよう努めなければならない。

## 3. 自 主 点 檢

- (1) 業務主任者は、貯蔵施設の点検を1箇月に1回以上、別表に定める自主点検記録表によつて実施しなければならない。
- (2) 業務主任者は、前項の自主点検を行つたつど自主点検記録表を販売事業者に提出しなければならない。
- (3) ○○営業所所長は、自主点検記録表の内容を検討し、災害予防上必要あると認められる事項については、ただちに改修等の措置を講じなければならない。

## 4. 液化石油ガスの貯蔵等

液化石油ガスの貯蔵、取扱いは、次により行わなければならない。

- (1) 充てん容器は、原則として積み重ねないこと。ただし10キログラム容器以下の容器で積み重ねのできるものは2段積以内とする。
- (2) 充てん容器または残ガス容器（以下容器という。）は立てて置き、転倒、転落、衝撃を受けないように措置すること。
- (3) 貯蔵施設内には、温度計を備え温度を常に40度以下に保つこと。
- (4) 容器の容器弁は確実に閉じておくこと。
- (5) 貯蔵施設には、容器以外のものをみだりに置かないこと。
- (6) 容器は、必ず貯蔵施設に収納すること。
- (7) 容器への移充てんは行わないこと。
- (8) 貯蔵施設内は、充てん容器と残ガス容器を区分して置くこと。
- (9) 貯蔵施設内では、絶対に火気を使用しないこと。
- (10) 貯蔵施設の周囲では、火気を使用する作業等をしないこと。
- (11) 貯蔵施設の消火器は毎月1回以上点検すること。
- (12) 店舗には容器を置かないこと。

## 5. 災害時の処置等

火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急処置は次のとおりとする。

- (1) 消防機関への通報
- (2) 初期消火活動
- (3) 避難誘導に関すること。
- (4) 消防隊の誘導に関すること。
- (5) その他

## 6. 消防機関への連絡等

(1) 液化石油ガス販売事業者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火管理の適正化をはかるよう努めなければならない。

(2) 消防職員の立入検査を受けるにあたっては、○○営業所所長又は業務主任者が立会い、災害の予防に関し、指導を受けなければならない。

(3) 教育計画

業務主任者は、すべての従業員に対し、液化石油ガスの災害予防に関する必要な知識及び技能を習得させるために毎月1回以上教育を実施するとともに、この結果を記録しておかなければなければならない。

## 別 表

## 自 主 点 檢 記 錄 表

点検項目	点 檢 月 日	月／日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	点 檢 者 印															
	販売事業者確認印															
1	貯蔵施設の警戒標は所定の場所に掲げられているか。															
2	貯蔵施設の警戒標の文字は鮮明か。															
3	容器貯蔵量は許可を受けた貯蔵量を越えていないか。															
4	第1種保安物件又は第2種保安物件との距離は適当か。															
5	貯蔵施設周囲2m以内に火気又は発火性のものを置いていないか。															
6	貯蔵施設内の容器は転倒のおそれはないか。															
7	貯蔵施設の周囲に可燃物、ドラムかん等が放置されていないか。															
8	貯蔵施設内に充てん容器と残ガス容器が区別して置いてあるか。															
9	貯蔵施設内に計量器等作業に必要な物以外を置いていないか。															
10	貯蔵施設の屋根は破損していないか。															
11	貯蔵施設の扉は正常に開閉できるか。															
12	貯蔵施設の出入口は容器の持出に支障はないか。															
13	貯蔵施設内の温度は適正か。 (40℃以下)															
14	貯蔵施設内の電気設備は異常ないか。															
15	貯蔵施設内で特に異状な臭いはしていないか。															
16	貯蔵施設内の消火器は所定の場所にあるか。															
17	貯蔵施設内の消火器の標示は有効か。															
18	貯蔵施設内の消火器は有効に使用できるか。															
19	貯蔵施設の換気口は有効に作用しているか。															
20	店舗にはガス漏えいを検知する器具を備えているか。															
21	貯蔵施設の床は破損していないか。															

142

備考 点検項目に異常のあった時は×印を記入のこと。

## 特記事項

	月　　日	項　　目	内　　容　(処　置)
点検以外の記録事項			

備考 特記事項についてはできるだけ詳細に記入すること。